

土壤汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域の指定について

ヒョウゴファー協業組合（丹波市）が、その工場跡地について土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき、土壤汚染状況調査を行ったところ、同法に基づく基準に適合しない土地があることが判明したことから、同法第5条第1項に基づき下記2及び3のとおり、同工場跡地の一部について指定区域に指定しました（平成20年1月11日県告示）。

なお、周辺の地下水等を調査し、環境基準値を下回っており、健康影響はないことを確認しています。

記

- 1 事業場の名称 ヒョウゴファー協業組合（毛皮加工業）
（所在地：丹波市氷上町石生字八反田1783番6（別紙1のとおり））
- 2 指定区域 同所在地の一部、他4筆の一部
面積 7,267.5 m²（別紙2のとおり）
- 3 指定基準に適合しないと認める特定有害物質の名称
六価クロム化合物、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 4 経緯
昭和62年4月 工場操業開始
平成19年5月 工場閉鎖、組合解散
同 7月～ 土壤汚染状況調査実施
同 11月 調査結果報告
なお、当該工場跡地は現在、他者に売却されている。

5 土壤汚染状況調査の結果

（1）調査対象物質

水質汚濁防止法で規定する特定施設で使用されていた2物質（六価クロム化合物、テトラクロロエチレン）

テトラクロロエチレンの分解生成物3物質（1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン）

（2）表層土壌調査の結果

六価クロム化合物について土壌溶出量が指定基準を超過した。

土壌ガス調査では、テトラクロロエチレン及びその分解生成物3物質について、汚染が疑われる濃度を超過して検出された。

通常は詳細調査を行い土壌溶出量基準の適合状況を見るが、詳細調査を省略し、土壌ガス

が検出された区画を指定基準に適合しない汚染状態にあると判定してもよいとされている。
(土壤汚染対策法施行規則第 8 条第 1 項)。

< 表 土壤調査結果 >

超過項目	超過単位区画数 (10m 区画)	超過濃度範囲	指定基準値
六価クロム化合物 (溶出量)	16 単位区画	0.054 ~ 0.15mg/L	0.05mg/L

< 表 土壤ガス調査結果 >

検出項目	検出単位区画数 (10m 区画)	検出濃度範囲	検出下限値
1,1-ジクロロエチレン	1 単位区画	0.2ppm	0.1ppm (注)
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 単位区画	0.2ppm	
テトラクロロエチレン	59 単位区画	0.1 ~ 38ppm	
トリクロロエチレン	2 単位区画	0.2 ~ 0.3ppm	

(注) 汚染が疑われる濃度であり、詳細調査によって汚染の有無を確認する。

6 周辺の地下水利用状況・人への健康影響について

県が行った周辺地域の地下水及び水路計 4 地点の水質調査 (平成 19 年 12 月 13 日採水) の結果、いずれの地点においても上記物質の環境基準を満たしており、健康影響はない。

7 今後の取り組み

土地所有者は、指定区域について詳細調査により深さ方向等の汚染範囲を確定し、汚染除去対策 (掘削除去) を実施する予定である。

県は、同者に対し、汚染除去対策の指導を行っていく。